労　働　者　派　遣　契　約　書(案)

1	派遣業務名	市税（償却資産）システムオンライン入力派遣業務（単価契約）
2	業務内容	別紙仕様書のとおり
3	責任の程度	別紙仕様書のとおり
4	就業場所	岡山市財政局税務部課税管理課 執務室内 (岡山市北区大供一丁目２番３号　岡山市役所分庁舎３階)
5	組織単位	課税管理課（課税管理課長）
6	派遣期間	令和７年６月１日から令和８年３月３１日まで
7	休日	岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第４４号）に規定する市の休日
8	就業時間	通常勤務　　午前８時３０分から午後５時１５分まで(休憩１時間を除く)
9	派遣人数	１日当たり　１名
10	契約金額	基本単価　１人１時間あたり　　円 （消費税及び地方消費税を除く）
11	予定総時間数	通常勤務　　１５５７．７５時間以内
12	予定総金額	円（うち消費税及び地方消費税　　円）以内
13	契約保証金	この契約に係る契約保証の種類は，次のうち　　とする。 契約保証の種類 ①契約保証金の納付　　②銀行等の金融機関の保証 ③履行保証保険による保証

上記派遣業務について，岡山市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は，労働者の派遣に関して，「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）」に基づいて，次の条項により契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第１条　乙は，労働者派遣法及びこの契約に基づき，乙の雇用する労働者を甲に派遣し，甲は派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

（法令遵守）

第２条　甲及び乙は，労働者派遣及び労働者派遣を受け入れるに当たっては，それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令を遵守しなければならない。

（派遣業の許可）

第３条　乙は，甲に対して，労働者派遣法に基づき労働者派遣事業の許可を受けていることを明示するとともに，許可番号がこの契約書の末尾のとおりであることを証明する。

２　乙は，前項により明示した労働者派遣事業の許可について，この契約期間中に，労働者派遣法第１０条に定める有効期間が満了した場合には，その更新を受けていることを明示しなければならない。

（契約の保証）

第４条　乙は，この契約の締結と同時に，次の各号に掲げる保証のうちいずれか一の保証を付さなければならない。ただし，第３号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は，予定総金額の１００分の１０以上としなければならない。

３　乙が第１項第２号又は第３号に掲げる保証を付す場合は，当該保証は第３４条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により，乙が同項第２号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代

わる担保の提供として行われたものとし，同項第３号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。

５　予定総金額に１割を超える増減額変更があった場合には，保証の額が変更後の予定総金額の１０分の１に達するまで，甲は，保証の額の増額を請求することができ，乙は，保証の額の減額を請求することができる。

（契約保証金の返還）

第５条　甲は，契約履行の完了確認後又は第２５条，第２７条第６号，第８号若しくは第１１号，第２９条若しくは第３０条の規定により契約が解除された場合に契約保証金を返還するものとする。

（派遣労働者の選任）

第６条　乙は，甲の求める派遣業務に対し，適正な能力，経験及び人格を備える派遣労働者を選任し，契約締結後直ちに書面により甲に届け出なければならない。

２　甲は，前項の派遣労働者選任にあたって，無期雇用派遣労働者又は６０歳以上の者に限定するものとする。

３　甲は，第１項の派遣労働者選任にあたって，協定対象派遣労働者に限定しない。

（責任者）

第７条　甲は，甲の派遣先責任者（以下「派遣先責任者」という。）を，乙は，乙の派遣元責任者（以下「派遣元責任者」という。）をそれぞれ選任し，この契約及び労働者派遣法の定めに従い，派遣労働者の適正な就業の確保に必要な措置を講じなければならない。

２　前項に定める派遣先責任者及び派遣元責任者を次の者とする。

派遣先責任者：課税管理課　課長　尾島　健一　　ＴＥＬ 086 － 803 － 1181

派遣元責任者：　　ＴＥＬ

３　派遣先責任者又は派遣元責任者の変更は，相手方に対し書面をもって通知するものとする。

（指揮命令）

第８条　甲は，第６条により選任された派遣労働者に対して直接指揮命令を行う者（以下「指揮命令者」という。）を選任するものとする。

２　前項に定める指揮命令者を次の者とする。

課税管理課　課長補佐　島田　佳子　ＴＥＬ 086 － 803 － 1181

３　指揮命令者は，派遣業務の処理について，派遣労働者を指揮命令し，派遣労働者が安全，正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう，派遣業務の方法その他必要な事項を派遣労働者に周知・指導する。

４　指揮命令者は，前項に規定するもののほか，甲の職場の秩序及び規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

５　指揮命令者の変更は，相手方に対し書面をもって通知するものとする。

（適正な就業の確保）

第９条　乙は，派遣労働者に対し，当該指揮命令者を通知するとともに，指揮命令等に従って職場の秩序及び規律を守り，適正に業務に従事するように，指導教育その他必要な措置を講ずるものとする。

２　甲は，セクシャルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持及び甲の職員が通常利用している施設の利用等便宜供与に努めなければならない。

（安全及び衛生）

第１０条　甲は，派遣労働者の就業に際して，その生命，身体，財産の安全及び衛生に配慮しなければならない。

２　甲及び乙は，労働者派遣法第４４条から第４７条の４までの規定により課された各法令を遵守し，自己に課された法令上の責任を負わなければならない。

（苦情処理等）

第１１条　甲が派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申し出を受けた場合には，派遣先責任者は，直ちに当該苦情を適切かつ迅速に処理するものとし，乙及び派遣元責任者はこれに協力する。

２　前項の規定は，乙が派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申し出を受けた場合に準用する。この場合において，同項中「乙及び派遣元責任者」とあるのは，「甲及び派遣先責任者」と読み替えるものとする。

３　派遣労働者からの苦情の申し出を受ける者は次の者とする。

甲苦情処理担当者：課税管理課　課長　尾島　健一　　ＴＥＬ 086 － 803 － 1181

乙苦情処理担当者：　　ＴＥＬ

４　前項に規定する甲苦情処理担当者又は乙苦情処理担当者が苦情の申し出を受けたときは，甲及び乙の密接な連携の下に，その迅速かつ適切な処理を図るものとする。
５　甲苦情処理担当者又は乙苦情処理担当者の変更は，相手方に対し書面をもって通知するものとする。
（派遣労働者の変更等）
第１２条　派遣労働者が甲の指揮命令に従わない場合又は著しく対象業務に不適応と甲が判断した場合は，甲，乙協議の上，乙は当該派遣労働者に対し是正を求めなければならない。
２　甲は，当該派遣労働者が前項の規定により，是正を求められたにも関わらず是正しないとき，又は是正される見込みがないと認めるときは，乙に対し書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。
３　乙は，前項の規定による求めがあったときは，速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。
（休暇及び代替者の確保）
第１３条　派遣労働者が乙の就業規則に定める休暇を申請した場合，乙は，原則として甲へ事前に通知するものとし，甲は，当該休暇の取得に協力するものとする。
２　甲は，前項の休暇の取得が業務の運営に支障を来すときは，乙に取得予定日の変更又は必要な場合の代替者の派遣を要求することができる。
（勤務状況報告及び確認）
第１４条　乙は，派遣労働者に対し，毎勤務日に甲の確認を受けた勤務報告書を，毎月末，乙に提出させるものとする。
２　乙は，前項の規定に基づき報告を受けたときは，甲に書面をもって報告するものとする。
３　甲は，前項の報告を受けたときは，１０日以内に派遣業務完了の確認を行うものとする。
（派遣料の支払）
第１５条　派遣料の計算期間は，月の初日から月の末日までの１か月とする。
２　基本単価及び割増単価に，それぞれの各月毎の全派遣労働者の実労働時間を乗じて得た額の総計に消費税及び地方消費税の額を加算した額（１円未満の端数については切り捨てる。）を派遣料とする。なお，各日の各派遣労働者の実労働時間は１５分単位（端数については切り捨てる。），各月の全派遣労働者の実労働時間の総計は１５分単位（端数については切り捨てる。）で計算するものとする。
３　派遣料には，乙がこの契約を履行するために必要な通勤手当，労働保険及び社会保険料を含むものとする。
４　乙は，毎月前条第３項の確認を受けた後，派遣料の支払請求書を甲に提出するものとする。
５　甲は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から３０日以内に派遣料を支払わなければならない。
（損害賠償）
第１６条　乙は，派遣業務の実施に関し，自己又は派遣労働者の故意又は過失により，甲又は第三者に対して損害を与えた場合は，直ちに甲に報告するとともに，甲又は第三者に対し，その損害を賠償しなければならない。ただし，天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りでない。
２　前項本文に規定する損害のうち，第三者に対する損害の発生に際し，甲にも過失が認められる場合においては，甲，乙連帯してその損害を賠償するものとし，その賠償に要する経費負担は，甲，乙協議してこれを定めるものとする。
（業務上災害等）
第１７条　乙は，派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については，労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第８章で定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）で定める事業主の責任を負う。
２　甲は，乙が前項の責任を負う場合にあっては，乙の行う手続きについて，必要な協力をしなければならない。
３　前２項に定めるほか，法令に特段の定めがある場合には，これに従うものとする。
（派遣労働者の個人情報及び個人の秘密の保護）
第１８条　乙が甲に提供できる派遣労働者の個人情報は，労働者派遣法第３５条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか，当該派遣労働者の対象業務遂行能力に関する情報に限るものとする。

２　甲及び乙は，正当な事由なく業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び個人の秘密を他人に漏らしてはならない。

（機密保持，個人情報保護等）

第１９条　乙は，この契約に基づく派遣業務の遂行に関し知り得た事項について，派遣期間中はもちろんのこと派遣終了後においても，これを他に漏えいし，又は他の目的に利用してはならず，また，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）及び個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守しなければならない。

２　乙は，乙の派遣労働者に対し，前項の規定に基づく義務を遵守させなければならない。

（権利義務譲渡の禁止）

第２０条　乙は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，貸与し，又は抵当権等の担保の目的に供してはならない。ただし，甲の承認を得たときは，この限りでない。

（委任の禁止）

第２１条　乙は，この契約の全部又は一部を第三者に委任してはならない。

（派遣労働者の雇用等）

第２２条　甲は，派遣期間中は乙の派遣労働者を雇用してはならない。

２　乙は，他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を甲に再派遣してはならない。

３　甲は，派遣期間終了後に乙の派遣労働者を雇用する場合には，事前に乙に対して通知することとする。なお，乙が職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）その他法律の規定による許可を受けて，又は届出をして職業紹介を行うことができる者であっても，甲は紹介手数料ほかいかなる負担を要することなく当該派遣労働者を雇用できるものとする。

（権利の帰属）

第２３条　派遣労働者が従事した派遣業務の結果作成された成果物（有体物の所有権及び無体財産権を含む。）に関する一切の権利は，甲に帰属するものとする。

（契約不適合責任）

第２４条　乙は，特段の定めのない限り，派遣業務の実施又はそれによる成果物に対する契約不適合責任を負わないものとする。

（甲の任意解除権）

第２５条　甲は，派遣が終了するまでの間は，次条又は第２７条の規定によるほか，必要があるときは，この契約を解除することができる。

２　甲は，契約の解除を行おうとする日の少なくとも３０日前に乙に対しその旨予告を行うこととする。

３　甲は，前２項の規定によりこの契約を解除した場合において，乙に休業手当，解雇予告手当その他の損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定により契約を解除したときは，甲は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図らなければならない。この場合において，乙から請求があったときは，契約を解除した理由を乙に対し明らかにするものとする。

（甲の催告による解除権）

第２６条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

⑴　契約の履行をしないとき，又はその履行の見込みがないとき。

⑵　第１２条第３項の規定に違反したとき。

⑶　前各号に掲げるもののほか，法令，岡山市契約規則（平成元年市規則第６３号）又はこの契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第２７条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

⑴ この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

⑵ 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶ 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
(5) 前各号に掲げる場合のほか，乙がその債務の履行をせず，甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣料金債権を譲渡したとき。
(7) 第２９条又は第３０条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を，乙が法人である場合にはその役員，その支店又は労働者派遣契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が，暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
イ　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ウ　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。
エ　役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
オ　役員等が，暴力団関係法人等（暴力団，暴力団関係者（暴力団員，集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し，若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人，組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
カ　下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約に当たり，その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　乙が，アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に，甲が乙に対して当該契約の解除を求め，乙がこれに従わなかったとき。
ク　入札，随意契約のための見積り及び契約の履行に際し，暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず，遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。
(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。
(10) 労働者派遣法第１４条第１項の規定により労働者派遣事業の許可が取り消されたとき，又は同条第２項の規定により労働者派遣事業の全部又は一部の停止が命ぜられたとき。
(11) 甲から岡山市指名停止基準別表第７項第１号ア，同項第２号ア，第８項第１号又は第９項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２８条　第２６条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは，甲は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第２９条　乙は，甲がこの契約に違反したとき又は労働者派遣法その他関係諸法令に違反したときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第３０条　乙は，契約の履行の中止期間が派遣期間の２分の１を超えたときは，直ちにこの契約を解除することができる。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３１条　第２９条又は前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは，乙は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約解除等の通知）

第３２条　契約の解除等の通知をするときは，遅滞なく行うものとする。

（契約解除に伴う措置）
第３３条　甲は，契約が派遣期間終了前に解除された場合において，必要があると認めるときは，履行部分を検査の上，これに相当する派遣料を乙に支払わなければならない。ただし，違約金等を徴収するときは，支払金はこれと差し引き清算することができる。
２　前項に規定する措置の期限，方法等については，契約の解除が第２６条，第２７条又は次条第３項の規定によるときは甲が定め，第２５条，第２９条又は第３０条の規定によるときは甲及び乙が協議して定めるものとする。この場合において，甲は，乙の協議及び立会い等が得られないときは，相当と認める関係人をもってこれに代えることができる。
３　派遣期間終了後にこの契約が解除された場合は，解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。
（甲の損害賠償請求等）
第３４条　甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
⑴ 派遣期間内にこの契約に基づく労働者を派遣することができないとき。
⑵ 第２６条又は第２７条の規定により，派遣期間終了後にこの契約が解除されたとき。
⑶ 前２号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　次の各号のいずれかに該当するときは，前項の損害賠償に代えて，乙は，基本単価及び割増単価にそれぞれの予定総時間を乗じて得た額の総計に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（１円未満の端数については切り捨てる。）（以下「予定総金額」という。）の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは，この限りでない。
⑴ 第２６条又は第２７条（第１１号を除く。）の規定により派遣期間終了前にこの契約が解除されたとき。
⑵ 派遣期間終了前に，乙がその債務の履行を拒否し，又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は，前項第２号に該当する場合とみなす。
⑴ 乙について破産手続開始の決定があった場合において，破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
⑵ 乙について更生手続開始の決定があった場合において，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
⑶ 乙について再生手続開始の決定があった場合において，民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは，第１項及び第２項の規定は適用しない。
５　第１項（第２号を除く。）の規定により契約を解除したときは，乙は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図らなければならない。
６　甲は，第２項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは，その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。
７　第２項の場合（第２７条第６号及び第８号の規定により，この契約が解除された場合を除く。）において，第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（乙の損害賠償請求等）
第３５条　乙は，甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた休業手当，解雇予告手当その他の損害の賠償を請求することができる。ただし，当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。
⑴ 第２９条又は第３０条の規定によりこの契約が解除されたとき。
⑵ 前号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２　第１５条第５項の規定による派遣料の支払いが遅れた場合においては，乙は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求する

ことができる。
３　第１項の規定により契約を解除したときは，甲は派遣労働者の新たな就業機会の確保を図らなければならない。
（談合その他の不正行為の場合における賠償金）
第３６条　乙は，この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは，甲に対し，予定総金額の１００分の２０に相当する額を，甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても，同様とする。
⑴　公正取引委員会が，乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。），第８条の２第１項若しくは第３項，第１７条の２又は第２０条第１項の規定による措置を命じ，当該措置命令が確定したとき。
⑵　公正取引委員会が，乙に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は第７条の９第１項の規定による課徴金の納付を命じ，当該課徴金納付命令が確定したとき。
⑶　独占禁止法第７７条の規定による抗告訴訟において，乙の訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。
⑷　乙（乙が法人の場合にあっては，その代表者又は役員，代理人，使用人その他の従業者）に対し，刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条の規定による刑が確定したとき。
２　前項の規定は，談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。
３　乙が第１項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは，甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について，その日数に応じ，年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。
４　第１項の規定に該当する場合においては，甲は契約を解除することができる。
（紛争の解決）
第３７条　甲及び乙は，契約に関し，双方の間に紛争を生じたときは，第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし，甲及び乙の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは，この限りでない。
２　甲及び乙は，特別に定めたものを除き，紛争の処理に要する費用を各自負担する。
（補則）
第３８条　この契約に定めのない事項については，必要に応じて甲，乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し，甲，乙双方記名押印のうえ，各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市
岡山市長　　大　森　雅　夫　　印

乙

印

労働者派遣事業許可番号　派